

自死遺族等に対する支援事業補助金

募 集 要 項

この支援事業は自死遺族等を支援する活動に要する事業経費
に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

受付期間：令和 7 年 4 月 3 日（木）から
4 月 14 日（月）必着

申込方法：「仙台市自死遺族等に対する支援事業補助金
申請様式」に必要事項をご記入のうえ、健康政策課
までご郵送ください。

（初めてのお申し込みの場合は、あらかじめお電話にてお問い合わせ
してください。）

～ お申込み・お問い合わせ先 ～

健康福祉局 健康政策課 健康増進係

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3 丁目 7-1 仙台市役所本庁舎 6 階

TEL：214-3894 FAX：214-4446

1 応募の資格

次の要件を満たしている団体で、1 団体につき1 件の応募とします。（個人での応募はできません。）

- 1 本市内に所在する団体であること
- 2 政治団体、宗教団体や営利を目的としない団体であること
- 3 法人の場合は、法人の市民税、事業所税の申告を行い、市税を滞納していないこと
- 4 暴力団等との関係を有していないこと

2 対象となる事業

団体自らが主催・運営する自死遺族等の支援を目的とした事業が対象で、次のいずれかに該当する事業が対象です。

◆対象となる事業

- 1 自死遺族等の支援を目的とした分かち合い事業
- 2 自死遺族等の支援のための市民啓発事業（講演会・シンポジウムなど）

ただし、上記に該当しても次のものは対象となりません。

- 1 他の助成制度の補助を受けている事業
- 2 特定の政治活動・宗教活動や営利を目的とする事業
- 3 その他市長が補助対象とすることは適当でないと判断した事業

3 補助金額と対象経費

当該対象経費総額の3分の2の額（この額が20万円を超える場合は20万円）を上限として、予算の範囲内で補助します。

◆対象となる経費（対象となる事業を実施するにあたり必要な経費）

- 1 分かち合いの会・シンポジウムなどの会場、託児室使用料
- 2 講演会・シンポジウムなどの講師謝礼、交通費
（ただし、本市の講師謝礼基準額等を基準とします。）
- 3 資料・ポスター・パンフレットなどの印刷経費
- 4 購入価格が2万円未満の消耗品費
- 5 郵便物の送料
- 6 支払に伴う振込手数料

ただし、次のものは対象となりません。

- 1 事務所などの維持経費…賃貸料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費など
- 2 団体の構成員が出席する講習会・研修会などへの参加に要する経費…旅費、土産代、参加費など
- 3 団体の構成員に対する賃金などの人件費や謝礼
- 4 団体の構成員による会合の飲食費…弁当・茶菓代など
- 5 備品の購入費…机・椅子・キャビネット・電話・パソコンなどの備品

4 事業の期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月末までとなります。

5 審査等

審査を経たうえで、補助金を交付する団体及び金額を決定します。

審査に当たっては、補助金支出の目的に合致しているか、事業の実効性はあるか、収支計画が合理的かつ適切か、などに着目します。

その後、補助対象となった事業の実施団体には、補助金申請に係る所定の手続きを行っていただきます。

6 応募方法

所定の申請様式（仙台市自死族等に対する支援事業補助金）に必要な事項を漏れなく記入し、必要書類を添えて、仙台市健康政策課（仙台市役所本庁舎 6 階）までご郵送ください（初めてのお申込みの場合は、あらかじめお電話にてお問い合わせください）。

◆受付期間

令和 7 年 4 月 3 日（木）から令和 6 年 4 月 14 日（月）必着

◆提出書類

- 1 仙台市自死遺族等に対する支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 事業計画書（様式第 1－1 号）
- 3 収支予算書（様式第 1－2 号）
- 4 定款、会則、規約等、団体の概要がわかる資料
- 5 市税納付状況調査申請書（様式第 1－3 号）又は市税の滞納がないことの証明書（任意団体の場合は、5 は必要ありません。）
- 6 誓約書（様式第 9 号）